

1972年第98回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 5月15日(第23日目) 午前10時 6分開議  
午後7時49分散会

2. 出席議員(20名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島徳吉
3番 大川正造	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 稲嶋仁作
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 安波富雄	12番 峠間正篤
13番 相原恵信	14番 仲村春信
15番 山本朝保	16番 武島行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那朝行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 古波瀬清次郎

3. 欠席議員( / 名)

11番 安波富雄

4. 聞事説明員

市長 時間徳一郎	助役 沢城安一
収入役 長屋好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波瀬信三	鶴林課長 峠間政光
商工観光課長 横原盛真	都計課長 新垣信栄
建設課長 高官城昇	消防長 大城仁幸
固定資産課長 武島正孝	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘  
 会計課長 天久実 工務課長 金城健栄

## 5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 應務係長 照屋毅  
 議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫  
 書記 比嘉定治

## 6. 議事日程(第23号) 1972年5月15日(月曜)

日程第1 (別紙添付)
日程第2
日程第3
日程第4

## 第98回宜野湾市議会定例会議事日程表(第23号)

1972年5月15日(月)午前10時開議

日程第1 議案第99号 宜野湾市立幼稚園の入園及び保育料等  
料に関する条例

日程第2 議案第80号 昭和47年度宜野湾市土地区画整理事務  
二地区清算金特別会計才入才出予算

日程第3 議案第81号 昭和47年度宜野湾市公有水面埋立特  
別会計才入才出予算

日程第4 議案第82号 昭和47年度宜野湾市水道事業会計予  
算

日程第5 議案第79号 昭和47年度宜野湾市養老研究セン  
ター特別会計予算

日程第6 議案第68号 宜野湾市職員の給与に関する条例の全  
部を改正する条例

日程第7 議案第78号 昭和47年度宜野湾市一般会計才入才  
出予算

日程第8 閉会中議院審査申上書(建設委員会)

議案

令平21年9月18日付市議会議事録  
(第23回目)の本会議、開催了。

本日の日程は 10時45分 西配布 17時45分  
了議事日程表第23号通り達成いたしました。  
(午後10時6分)

議案

三種第1議案第99号市野瀬市立幼稚園の  
入園料及び保育料等に関する条例の工程二水  
次。

説明譲り

提案の説明 5分±小K。

議案

議案第99号市野瀬市立幼稚園の入園料及  
保育料等に関する条例の工程二水次。算額、計算  
と有りて了議決に付いた。

議案

議案第99号以降原案通り可決了了=5K  
議案二三いきせん。

(署名付(印字))

議案

JR電費二三いきせんより原案通り可決  
了議決に付いた。

議案

日程第2. 議案第80号 附和47年度定期會  
計外地区原點理才一地に清廢金特別合計大  
入大山市算入つてく所心工程112.1年.

議案

本京K.つる川. 橋號垂川. 討論と有り  
17. 看決と付し下す.

議案

本京K.つる川. 原京西川可決下す = 4 V. 118  
議議ございわせん。

(要議1140年5月)

議案

以要議ございわせん。 原京西川可決  
決定と付し下す。

議案

日程第3. 議案第81号 並行市公有小面  
積立特別合計大入大山市算入つてく。 工程11  
2.1年.

議案

本京K.付丁3 橋號. 討論と有り。 看決  
V. 5月1年.

議案

本章以降の、障害通り可決すと3ヶ月以内に  
審議ございなせん。

(審議日(4月5日))

議案

以降議案ございなせんが、至る通り可決  
深きいため、うそく。

議案

四種第4號第82号(昭和41年監査官  
選任水道事業会計監査人)を、工程会社に付

議案

本章以降の、障害、討論と有り合し審議  
く付します。

議案

本章以降の、障害通り可決すと3ヶ月  
以内に審議ございなせん。

(審議日(4月5日))

議案

以降議案ございなせんが、至る通り可  
決へきいため、うそく。

議事

田程有5 議事第79号 令和4年度臨時  
研究会研究会<sup>レ</sup>ターフォーラム会計委員会にて上記  
議題を了しました。

議事

付議事第79号(令和4年7月)

~~付議事第79号~~

開催日付等。(午後2時3分)  
令和4年7月  
議事第79号議題といたす方。  
本会に付て質疑と許して方。

(聴取不能)

## 会計説明

一般会計から養う人会計へ繰入れの額が  
105,705ドル、現在一時借入金より残高が  
残り113ドル、少額で計175,705ドルとなり  
ます。

## 1番

現在の養う人事業所の資産 大体どの様な額  
と言うべきか私個人では、養う人事業は算式予  
算だからと言う考え方で、113人位です。実質的  
にどうなるかと言うことは、中で1つ解り人  
と思ふ人位ですが、試行の賃借益、資産の償  
却等も含め113人位と言ふことです  
71年度の決算が出た10月24日、当中に72年度  
へ増えて資産、プラス2月24日現在の5004K\$  
が現在持高。

## 回数後

以下質問の趣旨に沿ってお答え下さい  
現金はござりますが、中期目標資産の概要  
算を申し上げます。固定資産が約70ドル  
幾つかあります。位の方とおもえます。今から算額が  
問題がありますが、算額が何の場合には2万  
ドル以上ござりますが、約19万ドルが資産で  
ある大半が間違ひのところと思ひます。

## 1番

養う人事業が(認取不能)当局にまつて経  
験の蓄積を中心考慮しておる事、今後の

養の人事業の運営に大変心配があります。市長如何いかれますか。

### 市長

仰つし又お聞きあります。十分に吸菸1日1回を超過する者への減税、

### 議長

休憩 10分(午後2時2分)

開会 10分(午後2時11分)

### 議長

質疑を行かりたいと思ひます。所要議事はございませんが、

(異議 1人 40票)

### 議長

所要議事はございませんが、質疑を行かり討論を求めます。

### 9番

24年春の大さな回復には全く連続していなくて、夏までは福井市、秋況は24年春から悪くなって、そう言つて4月、5月、6月の水浸地の汚染を小川の水と差しここで川の水に行つた場合、當時の市長からうらかく直行連絡の養の人事業の普及と言つては御遠慮なく答えてください。また10月今ままで、養の人事業

独立行政法人訓練会計委員会、厚生省  
反対です。

議長

休憩にて、(午後2時13分)  
再開にて、(午後3時35分)

議長

討論を打ち切り戻りと思ひますか、(以下議  
議ございなせんか。)

(異議なしと呼ぶ)

議長

(以下議ございなせんか。)討論を打  
切り表決に移り戻りと思ひます。

議長

議案第79号、昭和47年度岩野渕市老人  
人研究センター特別会計予算を表決に付します。  
原案へ賛成、諸君の擧手を求めます。

議長

擧手のかかりなせんか。本章は否決され  
ました。

議長

日程第6議案第68号岩野渕市議會の給  
与に関する条例の全部を改正する条例につ  
いて、議題より次へ。

議長

本件に対する質疑を許します。

議長

質疑もつとめ本件に付いて、専議を終り  
討論に入ります。思ひ立つて、何處議に  
ございらせんか。

(異議なし。手記)

議長

今審議ございません。専議を終り  
討論に入ります。

議長

討論も有旨(云々)思ひ立つて、何處  
議ございませんか。

(異議なし。手記)

議長

今審議ございません。討論も有旨  
(表決不付)です。

議長

議事第68号宿泊料金の合計金額  
東側の会員改めて13条(3)項につきては賛成  
し得ます。賛成の議員可決す3=4人以上  
出席者にててあります。

(議事録(4月5日))

議事

本議會に於ける人材、原稿の通り可  
決日は4月5日決定いたしました。

議事

日程表7. 議事録(4月5日)、昭和47年度飯野  
市一般会計予算と議題と1月15日。

議事

休憩(午後1時15分)  
回開(午後1時22分)

(聴取不能)

答  
答

### 答

私の方から代り説明申し上げます。122頁の委託料は、144,780円の上名の11月2,435,400円。警備費の請求書は1,440円の上名の8月8日です。

### 次

今ヨイ教育委員会の割合性人やカリヨン人に対する問題に対しては、若く本末からの指揮者の職業セイバズカラハ、警備保障は既に委託し段々と考え方を持っています。

### 9番

本末からの職業と答うければ、どういう意味ですか。

### 次

市の職業、保育所園庭も行なって思ひ10あります。学校園庭も從事から市の職業といふべきであります。ならば警備保障会社に委託してやううと答へる者もござります。

### 9番

從事から市の職業以外、大場合は市がそれ（聴取不能）でなければ警備保障会社に委託していいと答へる者もござります。

### 教育委員会

今ヨイ警備保障は委託して答へます。

何うござんす。今後は問題といふ分検討する  
必要があると思います。二つの教育法。アメリ  
カライ分野合せん。

九  
卷

解説が載っています。非常に色々な感じがします。先の1番人に同感します。学校現場のことをよく理解しているからこそ、委員会・教科会・教育委員会といふ教育行政の最高機関といふ、学校へ出向をうなづいて帰ります。或は学校では教科書も何を持たずに出向きたらひどい。その子を帰さない。教室にも入らない。担任も来ない。

卷之四

十分調査しておたりと思ひます。

元朝

小口は相手がおりません。現在の大山  
賃貸料はドル90セント、埠頭地の専門埠頭市  
廳2441人、大体今ま不平均がドル60セント  
位から50セントの人、もう安くなるのも知れません  
と申しますのは、税金4%、今までの運賃全  
部を引き取る人、埠頭地料と言うも勿れ、  
我が考へつけた称は3ドル払うと言う称  
が大半の類であります。今言ふ埠頭大  
体大半が埠頭引受けの場合、今4番人も  
10倍以上水3称以上10倍、10倍4分5倍  
と考へます。埠頭12日、72.5セント、7.3セント、埠頭

す。もう書うこゝれ。若し二つ問題が軍用  
地を持つてから申さう。全く賣取られん  
段階は10人、大体話し合ひて決まつたじ  
みをかうと書うこゝれ。大体、或の程度の領  
地を手にかうと、神山も参考にかけ  
たりと書くべきです。

### 次

見舞金+謝礼金+合併せても問題ない  
ざいります。165億円内35億を引いても、地  
主への新算入ござります。

### 放逐

おれり一筋入れてあります。

### 説教

42頁の推入の中、航空隊麾下知事下請  
金 147万新上11あります。

### 8番

行政区内にありますのは、こちらは俗に書う  
公民館、かう書う建設も又りたいと書う既に  
裏のばかりも、この敗戦(開襟)出来たる行  
政区が多さござります。今度、隣の5からの  
補助を100万株でござりますが、まだ可  
能性の要求に達する種類にはござります。  
これが復帰後1ヶ月、防空施設(開襟整備  
等)を書うのが、まだ10月です。かく海野湾  
市主張者たる行政区が多さが3.4思ります。

次の申の文、うち行政区からいわれゆる・<sup>集会場</sup>全學習  
等の施設に關す、施設の補助を受ける大半の  
や是那市が協力方獲得方の陳情が行  
な巾中大切ります。そのまゝに支給する者向  
け防災施設所の補助金を獲得す。防  
災施設同様に整備等に關す補助金の  
交付を。次に併設補助金をもつては思  
ひやため3%。併設当小に付して市役所當  
然市民がこれより望む要求すよりは、當然  
この中であります人し。施設所にいくべきのが  
運転と考えられます。併設二ヶ所の  
事からもう一つはいかなるもかくあるのか。  
此答前を願ひます。

### 答 申

第14番議題に付する答申として丁度  
が、二ヶ所問題の文部省からもつて方の、當然  
いかで完解をもつて取り扱ひます。

### 8 番

文部省から公民館、それ我が通常とい  
ういふ公民館、日本文部省はどういふ大  
きい、又恰くいふ御用御用の文部省がいふ公  
民館とは市が經營する様の大さな公民館  
を指しておる事である。行政区のうち30件から  
4,500件位の小学校、幼稚園等の日本公民館の内  
廻りしたるに思ひます。うちには35箇文  
部省の補助をする計画を持つてから申さざ  
うが。 . . . . .

## 考収

實際に極めて根柢に対するものは、不動  
強化などです。一方社会教育の立場か  
ら我々の要求についてたのをいう考え方などは  
あります。

## 8番

防衛施設所の賃料率は、約2億5千  
万円程度。年々上昇の傾向にあるが、その原因は  
多くは市長の如何による。

## 考収

防衛施設所の予算に対するもの、総額は10万  
円。解りませんけれど、一応他の省は10万円も  
都度補助金を出す場合がある。10万円は、  
前年度は10万円、色々な手算・設計を色々な方  
から出します。その翌年度は10万円、一概に記  
載する。この場合は10万円未定とする数である  
が、防衛施設所の予算に対するものと  
うまうま防衛施設所は流すのか、それか  
は10万円。直接防衛施設からも(開)きやり  
うせん。10万円に対する補助金、流し  
方も全然開きやり10万円うせん。通知手帳で  
10万円うせん。

## 8番

お邊り必要な市長、若く竹子副  
市長がおこなうば、3人とも内閣府の利用1人。  
内閣府の利用1人、第一大臣室、行方、二中が、私行

市長：職員が困りますが、安間市長

市長

何よりX3通りにござります。一方で防  
犯施設表示、防犯庁も関係する様子ござ  
りますが、二年も繰り返します。私がP3の  
問題でどうして市町村にF11は、今ま  
から、半片以上はいなぐく中で苦手と  
不均衡な形で行なう様子あります。これが他の  
防犯庁委員会議事録（市長）頭大だつて  
目立つばかりで、何をかかれてか、防犯施  
設表示、資金は残りにも流れます。あんな方に  
心遣い、より代り100%を答えて全部  
防犯施設団地の住民全員×2人以上  
だと答えたところを云々とあります。  
私達としては、二年も同じ十合考でから  
この問題はX3回以上あるべきではない  
と強く教育関係人の方々をして、もう一  
の所、文部省、官轄の文部省から要求す  
ると言った方を持ついでいる様子あります。

8番

若し施設表示補助を争う場合に  
は、著文向通行場にP3が入ります。半  
年もうち申出すれば、二年はしないと言う、何とか  
条例でも立つたのが、

午後

この日は陳情に行つた場合の防衛大臣の方  
話しておきまゝ申上げて話をうけさせます。  
私一人行つたよりませんので秘書と原議  
會と一緒に行つたよりです。

8番

次へ向かう所から何處でけるのは、どうし  
かしや何時までですか。

午後

大臣がそう仰つたときだから、我々は検  
討いろいろ話をあります。

8番

いわゆるさつは、沖縄衆社公党の委員長  
山縣源吉院議員と村長時代にはいわゆる社  
公党、それとて社会党、そして即時舉世撤  
去を掲げて政策を掲げては党の委員長  
いざないます。委員長などあります。(かし)

市民の側に立つておるのは、村長時代には村  
民の立場からすれば、軍團係からブルー軍團色人  
たちを借りて、おおい市民の立場からすれば、常務  
の敷地作業をやつております。政策なりまつて  
は敷地反対、中には要する10りません。

私は市民の4万市民の代表ならば、市民は  
もうべきものは、もう1つ、もう1つ反対すべきも  
のは反対する。一つの結果をもつてみるべく  
い、かゝる。只今でももう1つは、反対の立場には

賛成は153からも和小説が45、片言のものだけ  
13いいと思ひます。若く時の地域住民が欲し  
い103ならば、市民は、やういふものに協力しない  
すみますが、私は当然の運営じやるつもりで、かま  
に思ひ104も3つあるが、今後もやう言ふ問題が  
生ずる場合には、やはり基本的に墓地周辺整  
備をやるべき援助を要するといふことを参考に立  
つておる部下す。

### 市長

墓地周辺整備にむきうちは、当然自分  
が手を貸さなくては、公害トノリ日本命自分トモツ  
イヤツイモリハナリセ、100% 防火施設等の  
予算セヤツイモリハナリセと言ふにせよ、併しつづ  
イロニ歎歌セアリラス。人々の方々ヤツイシル  
ヤ言ふ事歎歌セアリラス。

### 8番

片言の小口予算、問題である。眞田市  
津井の予算は、予算も10万メートル3枚以半  
額、要求を十分満たせぬと云ふに施設  
方針にもうだれか10リラスが、國の補助不  
可能リヤござります。仰議衆民の要望に付  
いてすべく満たされると云ふには1811年  
四月四日、補助に付ける限られたりテ  
ス。片言のうりハ防火装置置、道路側保  
合式館開設、こう言ふ事目は、さうい予算に計  
上二小170リラス。眞田市津井の予算も計  
は、二三の予算人、片言の三小4、半ら11.4リラス

田村は多くを人為の手で作成されたと見て  
し直轄済であることを要求するものとの  
場合には、他市町村にいっても言ふことは  
不容易である。

うなづく場合は、安折衝突した  
ので、向こうが火車の中止ライン、待ちう  
つけ、二車で止留時ライ、火の周辺の排  
水設備や公民館、或ひは学校、防音間隔  
など言ふことを停車出来て、他市町村へ運  
搬をとる。他市町村よりこう言う整備が十分  
でない。そう言うのが市長の職責。

### 答 索

10.1.1.3通り問題は10月21日、既  
に整地周辺整備法は10月1日、既存空洞問題は  
対する1つは、東洋火材、資本間、銀行場所を中心  
に1つ、大水流(公害)責任は十分にりたま  
い。或ひは(聴取不能)是が事例を早(ヤハ)  
(小)登録の司令官は十分理解してあります  
。司令官は10月1日、23日前10月之に  
てS.1.10月1日火事、こう言う問題は1つは  
第4.1.1も十分考えて10月31、若しくは問題が  
次年度に予想は10月1日、既に10月3設  
計は1つはさります。正規の場合は今  
整地の溝渠が4つを擁する1つは誤りでさ  
りますが、一筋棚うねり徐々に流れ方を  
既に考えて10月3日、十分に問題に付  
けて、既に12月既に10月3日、片側から防護施  
設は既に10月1日、二車は火車の下流の方

モバイルくんと、モバイルくわや合ひ、ヨウエイは通  
路411一千分メートルで林に改造するからと  
言はで411一千分メートルで、特に防音装置にて開け  
ては、既に本土の場合は防音装置の中1  
門を折りたたみやすいです。4.5年。  
今日も10日既に3快速の公害を及ぼす  
い34.27問題に対するもの、十分問題が  
行われ、各地間違え懇意な防音施設がも  
う230から防音装置を1つ以上設置する  
事も十分考慮しておられ中止されると  
うかがうります。

## 8番

市長は議会へ6.27議会に計17題  
在庫機械の内、中103件が官道金が林に移  
す、11月15日付で林に77.1メートル10月9日  
私地開拓4=3K.89をすと、中103件より  
他の者より神奈川県にあります。官道金の  
大半は各行政区に下さるなり。今小山より  
えらすとんじく、小牧人の法に審ひ人、中11年町村の  
運転料金入申付水から15.00円、内助助3補助  
料流小1=15.00円税込支給されます。いう言  
う意味は即ち方々一消極的、二の不満獲得  
に個人走り5.00円、宿泊料金の場合、即ち常々  
運転料金から3.22という意味からして、今市市  
長、排水面を5林の方法であります。又普  
天間川の排水料10.00円、又15.00円を二の言  
う方を強めの姿勢で望み水の考え方を10.00  
円をも。

## 午後

整地周辺整備状況より、個人の十分検討  
イモービルベニシヨンは、イタリヤ、イタリア、小口防紅  
施設等個人化又はベニシヨン等の考文を持つ  
い3部であります。

## 8番

片山よりモーク、今度軍用地の百川梨野子  
方林野特別に到来の10月3日が、すみ替  
い軍用地査定会議では、この職事と雇ひの内  
中は、11月3日立場に出で思ひます。立場  
合はる軍用地地主も相当の負担がかかる  
事は、4月26日ラウム、片山と計17回行春院  
から神御申請書一式を送り、10月3日付の  
件に附さる。

## 午後

從来の問題は、計17回、片山打の軍用地  
料の支払いや2月10月3日、10月3日から12  
月3日軍用地地主に付し、償還料も相当上3  
し、片山と計17回、各々の支部は、事務局を設置  
して、この問題は、今後、毎年、軍用地料の  
問題が、毎年、新年度あくまでも、不  
連合金を致してても、各支部は、事務局を設置  
して中央と合組金、或は片山打のうるう  
組金を3月ベニシヨン等を望解して各支部は、う  
るう指揮を11月3日付でござります。この問題  
は、計17回も市と致して12月3日、從来事務、支払  
いはれ方10月3日まで、専分の問題を支拂いの

指揮官に事務局の設置、あるいは定款の人が、二  
水がありあうと思ひます。宜軍事課文部省の定款が  
生れイ事務局の設置、色々といくつと思ひます。  
その時莫ハ實際に軍用地主に支払ひして、二水  
はいう言う方怪しいからか解りませんけれど、  
或日は中央より並く小切手でくるから支払  
方怪し物ハイも、従来と變る。どうが、正解り  
ませんが、二水が支払の方怪し物を以て、實際  
軍用地主が困ると言ふ場合に如何いは、それが事  
務局が出来たうえ暫定的に市販といは、而して  
万いときだらく考えいざいります。

### 非細分地料

8番  
非細分地料との関係もござります。当然  
市役所も指導育成等々言う立場からも当然すべ  
くやさかうかと、かまく、考えいります。

### 議題

休憩 11時15分 (午後6時38分)

開閉 11時19分 (午後6時39分)

## 4 省

この後調査で立派が、軍用地内に軍用地がある  
川崎から一文も軍用地料もうつてない。これがど  
うなつていいろみが。去年は非細分地料の中に含  
まされて3からこか中からねうべきだという考え方を  
もつていらしたが、その予算の計上はされも含め  
この計上でありますかどうが。

## 税務課長

これについては、一応D-E行うとして話したし  
ましたか。との手続きをふむようにそういうことでは  
ござりまして、その手続きをふむようにございましたけれど  
おりどうということはまだ調査はなされてないようで  
ござります。D-Eに対してとか手続きをしてい  
らうとしてござります。

## 4 省

本人から申し出ればもらえるという話ですか。

## 税務課長

いや、今も手続きしておじもらえうという話で  
はあります。その後、私の当時はやるさうにと  
いうことでござるが、その後、つい4・5日前  
まで取扱った民政府ですが、民政府で取扱って  
いたが今までD-Eのあつちの名称変りまして、ま  
でそこが事務を取扱いをするようになつたようでは  
ござりて、それが名称をわざいが--。

## 4 稽

これはどういう土地を失った方々にはどういう  
措置を…。

## 税務課長

まだどうだか、措置は届いておりません。

## 4 稽

これも軍用地料の支払いされてから一文もも  
らってない土地は現にありますよ。あくまでが、言  
うと自体が問題なってたりして…。

## 税務課長

まだ支払うべきがセーフとは決っておりません  
ので、まだ手続きするようにセーフでございまし  
めて…。

## 4 稽

今日において、該当者何名おりますか。  
救済措置はどう…。

## 税務課長

いや、まだ支払へ方へどうせことは決ってお  
りませんので…。

## 4 稽

おもしろい場合の救済措置はどうなつてますか。  
自分の土地はめぐでてやう、軍用地料はもうえんと  
うこと自体は前の場合は、非細分地料の中かられ

ういうこともあって、現に市長にねうべ(問)題である場合にはねうべこむも進展はしてないですか。

税務課長  
現在進展はございません。

4 番  
これはいつ解決ある訳ですか。

税務課長  
これは先程申し上げましたように、その(問)題についてはD・Eの方で承認を得て、承諾を得てセラトといけませんので、ここでどうなっておいてを決定はできません。

4 番  
ずっと前からですか。

税務課長  
そうですね。

4 番  
それをどう1つ2・3ヶ月かかる訳ですか。

税務課長  
これについては、役所の(問)題ではございません。  
D・Eの方で…。

## 4 稽

しかし現に被害を受けているのは市民ですよ。  
市民の中にいらっしゃる方がおられますよ。このことから  
やって解決方法というのは当然にやつてあります。

## 税務課長

これについては、この軍用地八中のですね、不認  
めて行へといふ問題が一つある訳ですか。

## 4 稽

認めてないし、それは地積の問題とか、色々  
な問題、そういうあっせんはどこでどうなつたが、取  
り扱くまもないですね。

## 税務課長

いや、それについては、軍用地主の方にはそれが  
連絡いたしました。それでどうからもD-Eの方に電  
話入れまして直接行つてござります。

## 4 稽

地主は全然わかられて、どうしていいか、困  
ってますんですよ。

## 税務課長

これはじつは私が、不正確しておりますが、

## 4 稽

現にですね、この前の新地積の場合に新しい地  
積や一見見えて、そして、いかにも度の場所、軍用地料

支れいには所有権を証明書を取っていない地主も方々  
訴でされ、これはどういう措置でやるかは市が中  
に立ってやってもらわレ直接地主が裁判に持  
ち出さう訴にいがんし、どういう方法でやるか問題  
であるんが、市としては全然これに対する全  
般(問)知し行い。

#### 税務課長

いや、こういふことはございません。そういう方々  
に対して、又、直接ここからDを行くなり、又、Dに  
にも電話ありますからそういう話の何でござります  
か、それが世話を後でござりますが。

#### 4 稽

これを再調査あるとが、こういふことは考えてゐる  
訴でされ。

#### 税務課長

これ、いつ頃かわからませんが、この(問)題は難  
しい(問)題であるので、おそらくこの解決については  
は復帰後処理されるんじゃやないかとそういう  
方もおられますし。

#### 4 稽

現にですかね、公用地をもつておらず、そこをど  
うにがいてあつせんの第もつてもらうような当局  
であつてですね、そこに地主自体ももうこうよう  
なことをやがつておつてもうようす現状で非常  
に問題があると見てお。申しつけ申しつけ前的新規請

査の場合に、現に所有権証明書もどうぞおね。  
これをどういう方法でやるのか、そこが問題であり  
すか。従来はD-Eの考え方では全部を二本布町  
林にやってあるんだからこの方からもらいません  
というような言い方など見ています。

税務課長

それはどういう意味ですかってあります。

4 香

非細分地というのは従来の…

税務課長

ちいさ…。

4 香

課長の考えは、非細分地という解釈ですね。  
非細分地には何が含まれていますか。

税務課長

勿論、今先言われましたその道排水も入  
てございます。又、その他もあろうかと思います。

4 香

その他というだけ。

税務課長

それもはっきり申し上げられませんが、先程牛糞  
ペレが言われたこれも入って来るかも知れません。

## 4 番

どにか頼っていいかわからず。

## 職務課長

これについては先程から申しあげてあります。一応私と二三にかけてになって、三方面がおられることは一応私の方においでいたがいいと、そこでそれの面倒、この世話をについてはやっております。又、やってあります。どうがどの役所の方に来ていただこうにお話ししていただをいいと思います。

## 4 番

今から一般質問と前に補助金、次は予算獲得に対する要請文書を資料としてくわしくうにやつたんだけ、であります。

## 議長

休憩いたしました。(午後6時49分)  
再開いたしました。(午後6時50分)

## 2 番

表へんす會議会のこの土木費の審議中にも方話がございましたが、昨日からの大雨で吉友名の申通りの嘉納商店が夜も寝られないで大さして現在はやつてますと申ござります。  
今ニテ、確定的とご返信をいたせられていましても、質問に立て訴でござりますが、土木費は工事費、15節の工事費の中に二つ道路修理費が含まれてますという、このご答弁を仰げり

たが、このようにして緊急を要する個所については、  
早急にセラベをじやないかと考えら証てニシテシテ  
が、いつ頃でさすが、課長にお願いす。

### 都計課長

この間の議会でも答弁はしあうに決めて  
ござりますので、省理面において履行いたし、こう  
いうことでござりますが。

### 2 稽

いつ頃でさすが、確実にご答弁願います。

### 都計課長

時期については私共、機構改革の件がござ  
りますが、又、各課長が一派まらないとの時期  
もけっこうありますから、このうちでは日時に  
ついてはお答えを申しかねます。

### 2 稽

現在家族は、品物はどうなつかれもたちか  
ち帰らぬ時代の現代であります。

### 都計課長

この予算につきましても予算を通過もして  
おりませんし、又、機構改革で都課長も決定を  
されておりませんし、私が存でいっやるといふこと  
は申しかねます。

2 看

早急にやさしくできずですか。市長はお  
考えはビレ行ものですか。

市 長

いつというとお話ししては、やつて答弁しかねま  
すが、早急にやりたいと思います。

2 看

それは現在兩期にも入っておりますし、何から  
こに応急措置でやつてもうような何がござい  
ませ。

市 長

応急措置といふのは早急にこの問題を取  
理していかねば考えていきたい。いつということは二  
岩井でもさせけれども……。

2 看

最後までやつていただく話まであります。

市 長

はい。

2 看

わざりさん、終ります。

1 看

予算書の94ページ、市長にご発言願います。

農業振興費の9節、負担金補助金度が交付  
金の農業購入補助金 342,000 円予算計上に  
たつては 3 方が、先ほつこの一般予算の審議に  
当りまして市長のご答弁をいただいん詫びかけは  
すが、一般予算を決審いくとてして 3 時期に當り  
まつて、あえて再確認いたしました。

去年の予算額から外れた場合、約 40 パーセントで  
342,000 円という額は零細農家を保護する方  
面に当つては大変少ないといふに議会の  
声もござります。市長はわれに当つては、もし不  
足があるならば予算費充當、又時期をみて補正  
予算に計上し、農家の声を十分反映させると  
いうご答弁でござりますが、現在も今後も変  
りありませんか。

市長  
おっしゃる通りでございます。

1 看  
終りの方。

議長  
休憩いたしました。(午後 6 時 55 分)  
再開いたしました。(午後 6 時 55 分)

9 看  
現行予算に計上してあります市有財産の管  
理の面について、議会の議決を要する事項が  
あると考えられました。ひとつは議会に提案いたします。

法237条、議会の議決を要する事項がこの予算案にあると思ひうるだけれども、いつ頃議会に提案されるかが、それともやらなければならないかどうか。皆さんは方の予算には237条に規定される不動産賃貸借契約登録簿があるはあります。軍用地料、市有財産がありまつた。これはあくまでも議会の議決事項だと解しておかれてはどうですか。

### 市 長

軍用地料のことと思ひますが、市としては軍用地料でござるからして、契約書あるべきであります。

### 9 着

契約書あるべきだだけれど、直ちにあてがわす。

### 市 長

預料でござらうつもりであります。

### 9 賞

預料といふことと償貸料といふことせう違ひますか？

### 市 長

契約しないで土地の所有権に対する土地に対する預料でござらうつもりであります。

### 9 着

皆さんは統一見解ですか。もしやうでありますから、下の予算は同意しておうか。ちせんと軍用地の

債貸料がなっています。

市長  
間違っております。訂正いります。

9 着

何を訂正しますか。債貸料が間違っている  
以外、損料が間違っています。それは私はあく  
までも私は市の財産というのは議会の議決  
がない限り市長は行使できないと思うのですが。

市長  
備考の説明が間違っております。

9 着

何を訂正していただきたいと思います。  
予算編成時期についてもどうですか。

市長

前にも予算編成のことをやら契約はしないで  
申しますのであります。

9 着

こうことで私がねばねば損料としての基準を  
示していません。これは宜野湾市の土地で  
ある。これは市を個々でこれを云々あること  
であります。ちやんと法でどういう過程を踏  
んでどうつか法に基づいて

市長 現在においても宜野湾の公用地にカラ本  
してVE強制接收されておる訳であります。

9 香

イヤトと今日からは變っております。ほつまリ申  
レヒゲナシテ諸々237条の、217ユ38条、どう考  
エテ、3カ所。該当カラと見ーラカ。

市長

今後にはカラでは、契約している地主は同じ  
ように損耗をもつていい訳であります。

9 香

統約云々は言っておりません。この財産の  
損耗にしつらが一償貸料にしつらが、議会の議  
決事項だと考えています。だから、いつ議会  
に提案されるか、されば、どちらですか。  
宜野湾市の財産である限り、市長個人で云々  
することはできません。法に基いて損耗であ  
るを償貸料であると議会の意見決定が  
必要だということであります。それを私は同じく  
おも訳です。いつ頃この点について議会に提  
案をされようつもりであるかがどうか。

議長

休憩いたします。(午後7時4分)  
再開いたします。(午後7時7分)

## 助 役

最初にご指摘の件からすが順序を経て申  
レニげますと、237条の規定は市有地を賃貸  
借ふせる場合、当該議会の議決を要する事  
項であります。レガレ仕がう今、契約を要しない  
いう観念表本をして賃貸料に今、計上してお  
きのは当うかって読みがるを得ないと思つた方。  
で、今、契約をしむる軍用地については補償金と  
いう形で実質的な賃貸料が支払われるんだと  
いうことを聞いておりますけれども、これが議決  
の対象にならかどうかということについてはまだ  
疑問がありまして、今、即答はいたしかねま  
すので、もしこれが議決の対象にならというこ  
とであれば後日改めて議案にして提出するが  
外に方法はないと思つた方。

## 9 看

いや私が原則を申し上げます。市有財産で  
あるかわり軍用地ならどうと何だどうと議会の  
意見決定をふさむ限り包ふを契約でなければ  
シテはほつきりしてます。

## 助 役

これは当然であります。

## 9 看

もしもでありますと、予算の内容から算定  
した場合に、その額は条例で定めた額に従  
います。

助 役  
年用地、二カ賃貸料ですか。

9 着

げん。

助 役

いや、これは条例はまだ出されていません。議決の対象になら額であるかどうかという二箇向ですか。

9 着

現在の考え方の損料でありますと、賃貸料でありますと、どの収入を見込かということはどの前提として各款との段階がありますと見えます。したがって、収入として見積3以上は当然を前提として何等かの形があると見られます。しかし、この形が議会の議決を経なくて可能かどうか。

助 役

だから今先申しげうつかれ、財産を貸すしてはるべく考え方に立つたらば当然237条にて契約を締結いなして、これを議会の議決に金額に達するからば当然議会の議決を要し申されやいけないといふことになりますが、これが今 今日の考え方としては賃貸契約をしないという場合にこれが237条の適用を受けたかどうかという問題が非常に難向に困る状況であります。

ます。そこで、これは後で色々研究いたして、それが賃貸料ではなく補償金という名称にならうござりますけれども、実質的な賃貸料に相当なるものでありますから、これは議会の議決にあべきかどうかということについても、我々としては専門の人々の見解を聞いて後でこれについては対処しならねばならない考へています。

#### 9 総

以上二点はこの財産はどうなつてもいいとこうとしてあるが。

#### 助 役

行方不明意味では申上げてありますか。

#### 9 総

最終的にはいかなる形でありますかとお尋ね  
この財産の収入を見積るということは議会の意見を聞くがなくてはいけないところですか。

#### 助 役

議決の結果、額が決まらないであります  
それで、その額を議会の議決の結果額に  
すれば当然議会の議決を要する。これには何ら異存はありません。

#### 9 総

いや、この額は計算にありますか。

助 役  
条例の議会の議決を要する額には置かず記でござります。

9 着  
その額は。

助 役  
けい。議会の議決を要する額は3,000万円であります。

9 着  
現行の条例又有効とせられますが、無効とせられますが。

助 役  
本日から効力を発する条例でござります。  
これはいかれにしても議会の議決の対象にはならぬいたるもの。ということは議会の議決に付下べき契約及び財産の取得又は处分に関する事例においては議決の対象に付りませんが、契約においては議決の対象に付りませんが、契約においては製造並びに工事の請負や、これが議決の対象事項であります。されど財産の取得处分については、取得と处分についてござつて、償貸借については議会の議決を対象外でござりますので、いかれにしても議会に議決の対象には付りません。

9 看

この237条は關係ないというんですね。

助 教

はい、これの対象にはならないとあります。

9 看

237条と238条には抵触しないという説で  
ある。

助 教

はい、そうですね。

9 看

下脚産にも該当しないという説ですか。

助 教

下脚産には間違いないですが、議決の対象に該当する項目は取得と区分であります。  
いわゆる議決事項はであります。土地を取得したり、  
その土地を区分したりする場合に議決の対象に該当してあって、賃貸借においては議会の  
議決の対象にはならないという解釈です。

9 看

いわゆる先ず私がアレヤアレ説明欄の賃貸  
料でなければいいということです。

## 助 税

衆議院の議決の対象にはならないけれど  
とも、賃貸料としてこれには適当であると  
いうことは認めます。

## 9 稲

支給へせらる。

## 助 税

正式名前は補助金の下りてありまして、契  
約をした軍用地の場合、補償金として賃貸料  
に相当する額が支払われるようありますので、  
補償金でありまつて、成入の料目から申し上  
げますと雑収入に行くと思ひます。

## 9 稲

それなりにあります。この費目は完全に違つてころと  
いうことにあります。

## 助 税

それがにちうへうじにあります。

## 9 稲

雑収入とは完全に性格が違います。

## 助 税

財産にも收入だからと。

## 9 看

だから今基本的外ものから競って生でかうから  
この場合には財産収入と雑収入は子供を  
んでもわかります。どう措置されますか。

## 助 役

これは金額の差はございませんので、勿論  
これは最終的に賃貸料の算出は確定しない  
数字ではございませんので、予算上の数字はそ  
れがござりますけれども金額も確定いたしま  
せんで、補正でなければして以外に方法はな  
いとじやねいかと申します。

## 9 看

じゃもう一基、今市長が契約はされたいと  
言ふと易いし、これが予算執行上いつ、交渉を  
のんびりとかかるかどり。

## 市 長

早いと見えます。

## 9 看

いづれにせよ、皆さんはかうい雑収入で安中  
市補償金でありますといつて場合に契約をする  
場合といふ場合に於てどの時期について。

## 市 長

契約をやうしむの(?)題はけじめからしな  
いとござります。時期的には契約けじめと

あります。結局賃貸金を支払われる場合にか  
かわしては、一直契約をした地主から先にかい  
て、その後は今日が契約地主の支払日であ  
りとした場合には、契約をした地主へ場合に  
その翌日というふうにされられるようですが、  
それで、別にえらつかえたいと見えます。

### 9 着

つい、契約をした人は今日払うならば契約  
をしない人は明日払うといふことが根拠があ  
りますが、布告は今、明確に保管されました。  
契約をした人は今日支払う場合には、明日は、  
契約をした人が支払われるぞ、いきさかも予算  
執行上は支障をきたさないといふことをおつ  
しやっています。これが通りうけていいですね。

### 8 着

新聞紙上から見ると、賃貸料、見舞金、  
そして契約協力金、いろいろな種類に  
わかれていますが、勿論協力金は  
もらえないと思うのですが、この額に見舞金も  
入っています。

### 7 着

見舞金は当然支払われます。

### 8 着

(用いていたに付せよ、契約したの方々、請  
求権は当然既生方方に付せよ、賃貸料については

は請求書において支払いは可能だが、見舞金に付してはいつのまにか期限が保証でありますからどうな話を聞いてありますか、そのへんはどうですが。東年度 年度末に支払われるまであるのか、保証でありますといふことで防衛庁あたりでは説明しておるようですが。

### 市長

本土の場合におきましても地料といつても支払うが、今度の場合におきましても地料と一緒に支払うということを防衛庁長官も言っておるようである。本土の場合は見舞金ありません。沖縄の場合 見舞金は契約している地主においても地料と一緒に払うと。

### 8 節

(下、24)。

### 市長

支払いあると言っております。

### 8 節

宜野湾市の土地委員会の説明にて、もし契約して場合には賃貸料だけは支払う保証は十分もてろんだが、見舞金に対してはいつ支払うか、その期限については約束でないんだというふうに防衛庁では説明しているんだがといふは宜野湾市土地委員の方々が説明しておられますが、市長や聞いわると

はちどりと違つておろさうでありますか、されば人は  
十分責任もんれですか。

市長

連合会で私が聞いた場合には支那の方に  
いってあります。

議長

休憩一時間半（午後7時24分）  
再開一時間半（午後7時46分）

議長

質疑せつをなさうでありますので、質疑を行  
く前に討論に移りたいと鬼いますか、ご異議あり  
ませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議なしとされて、質疑を行印し討論  
を行ひますか。

議長

討論有階し、表決に行しないと鬼づかが  
ご異議なしとせよ。

（異議なしと呼ぶ）

議

ご異議ありませられて、討論を省略し、先づ  
に御了り申す。

議案第78号、昭和47年度宜野湾市一般会  
計予算を賛成に付します。

原案と通り可決あることにご異議ござ  
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議

ご異議ありませられて、原案の通り可決決定  
いたしました。

議

日程第10、開会中継続審査申出について  
下記1レマガ  
建設部長委員長から陳情第3号水道問題につ  
いての開会中継続審査の申出が取り上げ  
られると(議一オラニ)にてご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議

ご異議ありませんので、さう決定いたしま  
した。

議

水工を了りて、第98回宜野湾市議会完

例会の日程は全部終了いたしました。(閉会  
いひします)

閉  
会 (午後7時49分)

上記会議録の次第は、各記が記載したものであるが  
その内容の正確であることを証するためここに署名  
する。

昭和49年11月29日

宜野湾市議会議長

会議録署名議員

大川正雄



会議録署名議員

伴佐雅仁



